

平成26年 藤枝市議会2月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

平成26年3月19日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案4件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

最初に、第28号議案「消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う関係条例の整理に関する条例」のうち、本委員会に分割付託されました条項について、申し上げます。

初めに、「第22条の藤枝市生きがい対応型サービスセンター条例の一部改正について、現行の利用料金が500円であり、消費税が3%上がれば、515円となるところ、510円としたのは、福祉サービスという要素があり、5円を切り捨てたのか、伺う」という質疑があり、

これに対して、「福祉的と言う意味ではなく、10円未満の端数は切り捨てるという、全庁的な方針によるものである。」という答弁がありました。

次に、「第23条の藤枝市立総合病院使用料及び手数料条例の一部改正について、過去の実績から、改正による収入増はどれくらいか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「平成24年度決算ベースで、収入に係わる消費税が2,265万円余あり、8%で3,620万となり、1,360万円の増額となる。」という答弁がありました。

このほか特にご報告する質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第33号議案「藤枝市教育委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

「一委員より、『障害程度』を『障害支援』に改めるが、今後の福祉行政において、各種計画等、全てのものについて統一した取り扱いをしていくと理解してよいか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「『程度』は心身の状態、『支援』は心身の状態に応じて、必要とされる標準的なサービスの度合を示すものである。表現については、統一するよう計っていく。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第34号議案「藤枝市障害程度認定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

「一委員より、第33号議案と同様に、表現が『程度』が『支援』に変わるが、その内容については変わらないという考えでよいか、伺う。」という質疑があり、

これに対して、「内容は変わらないが、障害の度合いを判定するコンピューターソフトが

大幅に変更され、障害がある方の状況に応じた程度及び支援の内容が区分できるようになった。また、そのソフトは国から提供され、全国一律のソフトである。」という答弁がありました。

このほか質疑もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第35号議案「藤枝市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例」について、申し上げます。

初めに、「懲戒免職処分は退職手当が支払われない、と考えていたが、今回の改正は、必ずしも全額支払われないことではない、という理解でよいか、伺う。」という質疑があり、
これに対して、「退職後に在職中の行為が発覚した場合は、懲戒免職に相当する行為と認定し、その内容で一部または全額を返納又は納付することになる。なお、在職中に免職処分を受けた場合の退職手当は全額支給されない。」という答弁がありました。

次に、「今回の改正は、退職者に対する退職手当について定めるということで良いか、伺う。」という質疑があり、
これに対して、「在職中の免職処分については既に規定がある。今回の改正は、退職後に発覚した免職相当行為に対して、支払いの停止又は返還を求めるという内容である。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。